

令和 3 年 9 月 6 日

改正：令和 4 年 8 月 22 日

地方税統一 QR コードの活用に係る検討会 開催要綱

1. 趣旨・目的

地方団体においては、関係機関における事務負担の軽減及び納税者の利便性向上のため、令和 5 年度から地方税の納付書に地方税統一 QR コードを付すこととし、その規格について、「地方税における QR コード規格に係る検討会」（事務局：総務省及び全国銀行協会）において検討が行われ、令和 3 年 6 月に取りまとめを公表した。

令和 5 年度からの地方税統一 QR コードの活用開始に向けて、関係機関間で調整が必要な事項について検討・情報共有を行うため、地方税統一 QR コードの活用に係る検討会（以下「検討会」という。）を開催するものとする。

2. 検討事項

検討会においては、地方税統一 QR コードの活用に向け、関係機関間で調整が必要な事項について検討・情報共有を行う。

3. 検討会構成員

【メンバー】

所属	内訳
地方団体関係	東京都、愛知県、福岡県、仙台市（※）、横浜市、浜松市、神戸市、前橋市、三鷹市、豊橋市、東海市、川西市、高松市、庄内町、津幡町、宇多津町、飛島村 ※仙台市は令和 4 年 7 月末まで
金融機関関係	全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、労働金庫連合会、農林中央金庫、ゆうちょ銀行
事業者関係	キャッシュレス推進協議会、日本マルチペイメントネットワーク運営機構、日本代理収納サービス協会
国等	総務省、地方税共同機構

【オブザーバー】

所属	内訳
地方団体関係	全国知事会、全国市長会、全国町村会
ベンダー	富士通 Japan、日本電気、日立製作所、日本電子計算、TKC、RKKCS、NTT データ
国等	金融庁

4. 運営

本検討会の事務局は、総務省及び全国銀行協会が担う。地方税共同機構は、必要な協力を行う。

5. 開催期間

令和3年9月以降、本検討会が解散を決議するまでの間

6. その他

本検討会は非公開とする。

資料および議事要旨は原則公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合など、検討会において必要と認める場合については非公開とする。

以 上